

認可保育所・認定こども園（2号・3号）・地域型保育事業の利用者負担額表

（単位：円）

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		3歳未満児 (月額)		3歳以上児 (月額)		
		標準時間保育	短時間保育			
階層	市民税等による定義					
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0		
B	A階層を除き、当該年度分の市民税が非課税の世帯			0		
C	A階層及びB階層を除き、当該年度分市民税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	当該年度分の市民税が均等割額のみ世帯	2,000 (1,000)	1,900 (900)	0
		2	当該年度分の市民税の所得割額が28,000円未満の世帯	3,000 (1,500)	2,900 (1,400)	0
		3	28,000円～48,600円未満	4,600 (2,300)	4,500 (2,200)	0
		4	48,600円～57,700円未満	7,200 (3,600)	7,000 (3,500)	0
		5	57,700円～67,400円未満	9,800 (4,900)	9,600 (4,800)	0
		6	67,400円～77,101円未満	12,400 (6,200)	12,100 (6,000)	0
		7	77,101円～87,000円未満	15,000 (7,500)	14,700 (7,300)	0
		8	87,000円～97,000円未満	17,600 (8,800)	17,300 (8,600)	0
		9	97,000円～111,400円未満	20,200 (10,100)	19,800 (9,900)	0
		10	111,400円～125,800円未満	22,900 (11,400)	22,500 (11,200)	0
		11	125,800円～140,200円未満	25,600 (12,800)	25,100 (12,500)	0
		12	140,200円～154,600円未満	28,300 (14,100)	27,800 (13,900)	0
		13	154,600円～169,000円未満	31,000 (15,500)	30,400 (15,200)	0
		14	169,000円～190,100円未満	33,700 (16,800)	33,100 (16,500)	0
		15	190,100円～211,201円未満	36,700 (18,300)	36,000 (18,000)	0
		16	211,201円～233,650円未満	39,700 (19,800)	39,000 (19,500)	0
		17	233,650円～256,100円未満	42,700 (21,300)	41,900 (20,900)	0
		18	256,100円～278,550円未満	45,700 (22,800)	44,900 (22,400)	0
		19	278,550円～301,000円未満	48,700 (24,300)	47,800 (23,900)	0
		20	301,000円～349,000円未満	49,700 (24,800)	48,800 (24,400)	0
		21	349,000円～397,000円未満	51,700 (25,800)	50,800 (25,400)	0
		22	397,000円～445,000円未満	53,500 (26,700)	52,500 (26,200)	0
		23	445,000円～493,000円未満	55,100 (27,500)	54,100 (27,000)	0
		24	493,000円～	56,600 (28,300)	55,600 (27,800)	0

備考

(注1) 「3歳未満」「3歳以上」の年齢区分は入所した日の属する年度の初日の前日における満年齢によるものとします。

(注2) 特定被監護者等のうち、最年長者から順に数えて2人目の利用者負担額は()内の金額とし、3人目以降の利用者負担額は0円とします。

(注3) この表の「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいいます。この場合において、市民税の賦課期日において指定都市(地方自治法第252条の19第1項)の区域内に住所を有する者については、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割課税額を算定するものとする。なお、同法第323条に規定する市町村市民税の減免があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割額とします。

(注4) 次に掲げる規定は適用しないものとします。

- | | |
|-------------------------------|-----------------------|
| (1) 『寄附金控除』(国及び地方公共団体に対する寄附金) | (5) 『住宅耐震改修特別控除』 |
| (2) 『配当控除』 | (6) 『住宅特定改修特別控除』 |
| (3) 『外国税額控除』 | (7) 『認定長期優良住宅新築等特別控除』 |
| (4) 『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除』 | |